

令和7年度

# 札幌市立明園小学校 いじめ防止基本方針

## いじめ防止等の基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなくてはならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、市、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指していく。

## 1 いじめの定義

### 【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態>※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 2 学校いじめ対策組織の構成員等について

○学校いじめ対策組織名称「いじめ対策防止委員会」

○構成員

委員長：校長 事務局長：教頭

委員：主幹教諭(教務主任、児童指導担当教諭)、保健主事(児童指導担当教諭)、担任外、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員。

※必要に応じて、弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者とする。

○運用方針

(1)組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係るすべての取組は校長の監督の下、行う。

(2)いじめの疑いを把握した場合、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員で会議を開催する。その際は定例会議において再度確認する。また、構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、会議日以外に個別に意見を求めることとする。

(3)校長が不在時は、教頭及び主幹教諭で対応する。校長不在時の対応については、校長に報告し、決済を得る。

### 3 学校いじめ防止対策組織の会議について

(1)いじめ防止対策委員会の会議開催予定は、「生徒指導年間計画(教育課程編成等に関する諸届用紙)」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。

(2)毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。

(3)いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、いじめ防止対策委員会を必ず開催する。

(4)会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については会議録とは別に記録する。

### 4 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

(1)「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については担任などの個人に委ねず、いじめ防止対策委員会で判断する。

(2)国の方針で定められているいじめの解消の目安である3ヶ月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等と通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

(3)いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

(4)複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ防止対策委員会において集約する共有を図る。また、アンケート結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

いじめが解消している状態とは、すくなくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

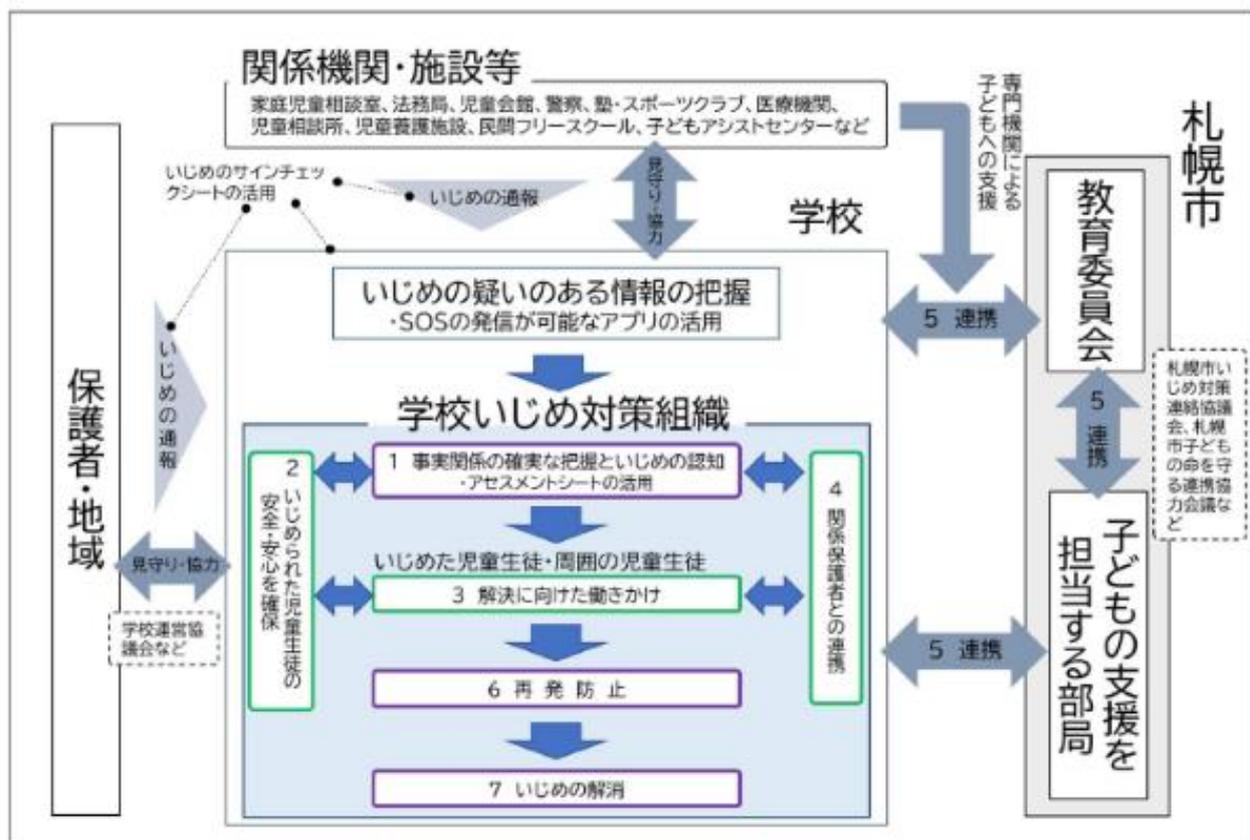
② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日)】

## 5 いじめの防止等の対処マニュアルについて

(1)札幌市のいじめの防止等のための基本的な方針を参考として、いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。

(2)学校として、以下に沿って対応を進める。



※アンケート調査(札幌市立の全学校で行う「悩みやいじめに関するアンケート調査、学校独自アンケート7月)・個人懇談等により、訴えがあった場合、アセスメントシートを活用して事実関係を確実に把握し、いじめ防止対策委員会で判断、組織的な対応を行う。

- (3)いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、いじめ防止対策委員会で事実関係の確実な把握といじめの認知を行う。(別紙1)
- (4)教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。(別紙2)
- (5)いじめに関する個別対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学・転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。

## 6 学校の実施の評価について

- (1)学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめ防止の等の取組を位置付ける。
- (2)学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

## 7 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- (1)いじめに関する個別対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学・転学にあたって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげる。
- (2)悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、定められた期間(3年間)管理する。

## 8 緊急時の対応について

- (1)緊急性が高いと判断した事案やいじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- (2)教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

## 9 インターネット上のいじめの防止

- (1)インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- (2)情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じて系統的な指導を行う。

## 10 重大事態発生時の対応

- (1) 学校から速やかに教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
具体的には次のようなケースなどが想定される。
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・心身に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

- ・児童や保護者から重大事態に係る申し立てがあった場合も、これに準じて対応する。
- ・児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

## 11 児童及び保護者、地域等への説明

- (1)入学時及び各年度の開始時に児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。

(2)同様に保護者や関係機関に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止にあたる体制づくりにつなげる。

(3)方針を学校ホームページに掲載し、保護者や地域住民が「いじめ基本方針」の内容を容易に確認できるようにする。

(別紙1)チェックシート

別添3

SAPPORO

いじめのサインチェックシート

## あれ？もしかして、いじめかも…



## 校区の学校へご相談を！

子どもから言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中にいつもとは違った表情や態度、行動などが現れます。たくさん目で見守ることで、子どもの小さな変化にいち早く気づき、不安や悩みを取り除くことができるよう、ご協力をお願いします。

### 本人の様子

- 元気がなく落ち込んでいる
- 視線を合わせず、おどおどしている
- 表情が暗く、硬い
- 沈み込んだり泣いたり情緒不安定である
- 登校を嫌がるそぶりが見られる
- 傷やあざ、鼻血を出した跡がある
- 大人に何かを訴えたような態度をとる
- 服が汚れたり破れたりしている

### 友達と関わる様子

- 仲間に入れず一人でぼつんとしている
- 他の子どもに冷やかされたり、悪口を言われたりする様子が見られる
- 他の子どもに指示されたり、威嚇されたりする様子が見られる
- おに遊びで常におにになるなど、遊びの中で不自然な状況が見られる
- 集団対一人の構図が見られる

地域で

### 家庭で

- 朝腹痛や頭痛を訴え登校を渋る
- 必要以上のお金を欲しがらる
- 食欲がなくなる
- 寝付きが悪くなったり、寝不足が続いたりする
- 自分の部屋に閉じこもり、遊びに行かなくなる
- 学校や友達のことを話したがない
- 些細なことでイライラしたり、物に当たったりする
- 突然連絡が来て外出する

別添1

【いじめアセスメントシート 進捗管理用】 児童生徒： 年 組 番 名前 \_\_\_\_\_

	Whenいつ Where どこで Who誰が(被害・加害) What何を Whyなぜ Howどのように 必要に応じて図も記載(どの位置で、どんなことをされたか)
いじめの概要	いじめの認知日： 年 月 日
被害児童生徒 保護者の捉え	※事案について保護者がどのような思いをもっているのか
加害児童生徒 保護者の捉え	※事案について保護者がどのような思いをもっているのか

<p>学校の取組</p>	<p>学校いじめ対策組織における取組内容について具体的に記載</p>
<p>解消の判断</p>	<p>※いじめ対策組織、保護者、当該児童生徒の認識をもとに判断する  いじめの解消日： 年 月 日</p>

# 警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## [参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## □ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
<b>暴行</b> (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
<b>傷害</b> (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
<b>強制わいせつ</b> (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
<b>恐喝</b> (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
<b>窃盗</b> (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
<b>器物損壊等</b> (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
<b>強要</b> (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
<b>脅迫</b> (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
<b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
<b>自殺関与</b> (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
<b>児童ポルノ提供等</b> (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
<b>私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)</b> (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## □ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

### [家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。